

監事監査報告

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づいて、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の令和4事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

1 監査の方法及びその内容

監事は、監事監査規程及び監事監査計画に基づき、理事長、副理事長、理事、業務監査室、企画調整部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り情報の収集及び監査環境の整備に努めた。役員会、幹部会、年度計画の進捗点検・評価等に関する四半期ヒアリング、その他の重要な会議に出席し、かつ決裁文書等を閲覧するなど、役職員等からその職務の執行状況について報告・説明を受け、農林水産大臣に提出する書類を調査・作成した。

また、役員（監事を除く。以下同じ。）の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について役職員等からその整備・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。加えて昨年に引き続き職員（29名）への非公開インタビューを実施し、業務遂行の状況を確認した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適切な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

主として以上の方法に基づき、機構の令和4事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

2 監査結果

- (1) 機構の業務は、国内外の農畜産業を取り巻く環境に変化が生じている中、国民の消費生活に不可欠な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の安定供給を図るために、多額の公的資金を預かって、国の施策を迅速かつ的確に怠りなく遂行するという責務を深く自覚し、誇りと緊張感を持った役職員により、法令等に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務執行について、特に指摘すべき点は認められない。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正行為、法令等に違反する重大な事実等は認められない。
- (4) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当と認める。
- (5) 事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

3 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等、過去の閣議決定において定められた監査事項について

(1) 給与水準の状況

機構は、平成17年度以降、本俸水準の引下げ等に取り組んでおり、平成19年度には「新たな人事管理制度」を導入して給与抑制を継続している。この結果、対国家公務員給与指数（ラスパイレス指数）は、令和4年度においては、前年度に比べ0.5ポイント増となったが、職員の給与水準は概ね妥当な水準であると認める。

(2) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

自律的かつ継続的な調達の合理化のため、令和4年度についても、「調達等合理化計画」として「競争入札の拡大」と「一者応札の解消」を重点取組事項としている。

新たに随意契約を締結する際は、機構内に設置した「随意契約等審査委員会」による事前審査を受け、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」での点検・審議を実施している。随意契約で

の調達であっても、一般競争入札に準じた予定価格作成により契約価格の妥当性を検証し、交渉可能な案件については具体的な値引きの成果を上げると言った対応を継続している。

令和4年度の契約件数は290件、契約金額は142億円であり、このうち競争性のある契約は198件で138億円、競争性のない随意契約が92件で3億円となっている。

機構における令和4年度の一者応札・応募は、契約件数51件と、件数、金額ともに前年比増となっている。主なものとしては、システムの保守委託業務や、専門性の高い海外での調査委託業務等であり、契約相手の選択肢が限定される為、妥当な契約と考えられる。

(3) 理事長の報酬水準の妥当性

理事長は、法人の代表としてその業務を総理し、法人経営に関する最終的な責任と権限を有している。法人の目的である農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与するため、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、緊急対策、情報収集提供業務を統括しつつ、関係機関との連携を図るなど、強いリーダーシップを発揮し、法人の業務を的確に遂行している。

理事長の報酬水準は行政事業型の成果目標達成法人の長の平均を下回っており、妥当と考える。

4 その他留意して監査した事項等に関する監事所見

令和4年度も機構は新型コロナウイルス感染症を含む様々な制約の中でその機能を維持して業務を安定的かつ迅速に遂行した。

「業務を的確に執行する前提としての適正な組織運営」の観点から内部統制を重視しており、業務の特性を理解し、公共機関である独立行政法人職員として、緊張感と共に高いモチベーションを持って業務遂行出来るよう、内部統制上の懸案事項の不断の見直しについて、以下のとおり注力した。

(1) 人事制度等の見直し

令和元年度以降、能力・実績を重視した人事の推進と給与への適切な反映、及び人的資源の充実・有効活用等に継続的に取り組んでいる。

ア 目標の「困難度・重要度」を評価要素として織り込む等のメリハリの利いた人事制度の運用で、役職員等のモチベーションと組織活力のUPを図って頂きたい。

イ 給与抑制策として57歳又は56歳に達した者に役職定年制度を採用したが、人材有効活用の観点から一律的な運用を見直し、働く意欲と能力のある高年齢層職員の貢献に応じた処遇を実現するべく、令和4年度から特例措置（制度適用の1年を超えない範囲内で期限を定めた延期）が可能であり、継続的な運用を期待したい。

ウ 適材適所の人員配置の為に担当理事の意見を踏まえた事前調整も積極的に実施し、現場尊重の人事異動が実行されている。今後も柔軟で臨機応変な対応が必要と考える。

エ 役職員等の資質向上の為に研修の充実にも取り組んでおり、令和5年度もITリテラシー向上のためのプログラムやメンタルヘルス関連の研修が予定されているので、取組を継続願いたい。

（2）業務品質・生産性の向上

業務品質・生産性の向上のために、主に以下の3点について取り組んでいるところである。

ア 農林水産省との連携強化

イ 文書決裁の簡素化（押印廃止とペーパーレス）

ウ 電子決裁システム導入

（3）コンプライアンスの推進

令和4年度も、年2回の「コンプライアンス推進週間」において、全役職員等の参加を前提に取り組んだ。オンライン研修、外部講師研修、アンケート調査による自己点検、コンプライアンスチェックによる理解度確認、キャッチフレーズの募集、コンプライアンスカードの配布などが実施された。

令和5年6月8日

独立行政法人農畜産業振興機構

監事 守山 郁雄

監事 矢島 章弘

独立監査人の監査報告書

令和5年6月8日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 天羽 隆 様

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

吉 田

秀 樹

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

富 樫

高 宏

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第20期事業年度の全ての勘定に係る勘定別財務諸表（勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の全ての勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人農畜産業振興機構の各勘定及び法人単位の令和5年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分）及び事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。独立行政法人の長の責任

は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第20期事業年度の全ての勘定に係る勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）並びに全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 全ての勘定に係る勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人農畜産業振興機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上